

平成 2 8 年度

第 2 1 回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成 2 9 年 1 月 2 6 日 (火)
開会 1 3 時 3 5 分 閉会 1 4 時 1 7 分

場 所 教育委員室

平成 2 8 年度
第 2 1 回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 協 議

平成 2 9 年度大分県教育委員会の組織改正について
平成 2 9 年度海事職採用選考の実施について
大分県立高等学校学則及び大分県立特別支援学校学則の一部改正
について

(2) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委員	林 浩 昭
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	松 田 順 子
	委員	首 藤 照 美
	委員	高 橋 幹 雄

欠席委員なし

事務局	教育次長	宮 迫 敏 郎
	教育次長	岩 武 茂 代
	教育次長	木 津 博 文
	教育改革・企画課長	能 見 駿一郎
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	教育財務課財務企画監	首 藤 圭
	福利課長	中 村 均 子
	義務教育課長	米 持 武 彦
	生徒指導推進室長	樋 口 哲 司
	特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	高校教育課長	姫 野 秀 樹
	社会教育課長	曾根崎 靖
	文化課長	佐 藤 晃 洋
	人権・同和教育課長	甲 斐 順 治
	体育保健課長	井 上 倫 明
	屋内スポーツ施設建設推進室長	山 上 啓 輔
	教育改革・企画課主幹	伊 藤 功 二
	教育改革・企画課主査	石 丸 一 輝

2 傍聴人

4 名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成28年度 第21回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、林職務代理者をお願いしたいと思います。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。
会議の終了は14時20分を予定しています。
よろしく申し上げます。

議 事

(工藤教育長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

協議の 及び については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、協議の 及び については、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

【協 議】

大分県立高等学校学則及び大分県立特別支援学校学則の一部改正について

(工藤教育長)

それでは、協議の 「大分県立高等学校学則及び大分県立特別支援学校学則の一部改正について」 姫野高校教育課長から説明いたします。

(姫野高校教育課長)

説明概要

- ・ 改正内容について
- ・ 他県状況について
- ・ 施行期日について

(工藤教育長)

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(林職務代理者)

今回の改正について、実際に改正しなければならないような事例が発生したのですか。

(姫野高校教育課長)

具体的な事例はありませんが、学校からの要望もあり、規定を整備したいと考えています。

(林職務代理者)

将来を見越しての改正ということですね。

資料には「病気その他やむを得ない事由」とありますが、具体的には

どのような事由を想定していますか。

(姫野高校教育課長)

疾病、けが及び心因性の療養が必要なケースを想定しています。

(林職務代理者)

主に病気やけがの療養のためということでしょうか。

(姫野高校教育課長)

はい、そうです。

(工藤教育長)

よろしいでしょうか。

それでは、今回の協議の結果を踏まえて進めていきたいと思えます。

(工藤教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います、その前に、公開でその他、何かございますか。

では、先に非公開と決定しました議事を行いますので、関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【協 議】

平成 2 9 年度大分県教育委員会の組織改正について

(工藤教育長)

それでは、協議の 「平成 2 9 年度大分県教育委員会の組織改正について」 能見教育改革・企画課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

本日のご意見の結果を踏まえて進めていきたいと思ひます。

平成29年度海事職採用選考の実施について

(工藤教育長)

それでは、協議の「平成29年度海事職採用選考の実施について」
藤本教育委人事課長から説明いたします。

(説明)

(工藤教育長)

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、今回の協議の結果を踏まえて進めていきたいと思ひます。

(工藤教育長)

それでは、最後にその他、何かございませんか。
ないようですので、これで平成28年度第21回教育委員会会議を閉
会します。

お疲れ様でした。

平成28年度第21回大分県教育委員会会議次第

日時 平成29年1月26日(木)

13:35～14:20

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 協 議

平成29年度大分県教育委員会の組織改正について

平成29年度海事職採用選考の実施について

大分県立高等学校学則及び大分県立特別支援学校学則の一部改正について

(2) その他

4 閉 会

休学に係る学則の改正について

高校教育課
特別支援教育課

1 改正する学則

大分県立高等学校学則第21条（休学）
大分県立特別支援学校学則第18条（休学）

2 改正の趣旨

今回の改正は、生徒の疾病やけが等の状況により、校長が復学の可能性を認める場合は、現行の学則に定める2年の期間を越えて、休学期間を延長することを可能とするもの。

3 改正内容

現行の学則（休学期間の延長：通算して二年以内の期間）

- | |
|--|
| <p>第二十一条（第十八条） 病気その他やむを得ない事由により三月以上出席することができず休学をしようとする〔高等部の〕生徒の保護者は、休学願(第九号様式)に医師の診断書等その事由を証する書類を添えて校長に提出しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の事由が正当であると認めるときは、休学を許可することができる。</p> <p>3 休学の期間は、三月以上一年以内とする。</p> <p>4 校長は、引き続き休学をしようとする〔高等部の〕生徒の保護者が第一項に定める手続を行なったときは、前項の規定にかかわらず、当該休学を通算して二年以内の期間を限り延長することができる。</p> <p>5 校長は、前項に定める休学の期間が満了し、なお復学できない〔高等部の〕生徒については、これを除籍するものとする。</p> |
|--|



改正案（休学期間の延長：校長が必要と認める範囲）

- | |
|---|
| <p>4 校長は、引き続き休学をしようとする〔高等部の〕生徒の保護者が第一項に定める手続を行なったときは、前項の規定にかかわらず、当該休学を通算して二年以内の期間を限り延長することができる。<u>ただし、校長が必要と認めるときは、当該休学を通算して二年を越えて延長することができる。</u></p> |
|---|

4 施行期日

平成29年4月1日

【参考】高等学校学則の他県例

校長の裁量により延長が可能で休学期間の定めがない都道府県

15 都道府県（東京都、愛媛県、鹿児島県 等）

想定する事例

- ・けがや疾病による休学の生徒で、復学までにさらに療養が必要な者

大分県立高等学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条～第二十条（略）</p> <p>（休学）</p> <p>第二十一条 病気その他やむを得ない事由により三月以上出席することができず休学をしようとする生徒の保護者は、休学願（第九号様式）に医師の診断書等その事由を証する書類を添えて校長に提出しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の事由が正当であると認めるときは、休学を許可することができる。</p> <p>3 休学の期間は、三月以上一年以内とする。</p> <p>4 校長は、引き続き休学をしようとする生徒の保護者が第一項に定める手続を行なったときは、前項の規定にかかわらず、当該休学を通算して二年以内の期間を限り延長することができる。ただし、校長が必要と認めるときは、当該休学を通算して二年を越えて延長することができる。</p> <p>5 校長は、前項に定める休学の期間が満了し、なお復学できない生徒については、これを除籍するものとする。</p> <p>第二十二条～第三十三条（略）</p>	<p>第一条～第二十条（略）</p> <p>（休学）</p> <p>第二十一条 病気その他やむを得ない事由により三月以上出席することができず休学をしようとする生徒の保護者は、休学願（第九号様式）に医師の診断書等その事由を証する書類を添えて校長に提出しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の事由が正当であると認めるときは、休学を許可することができる。</p> <p>3 休学の期間は、三月以上一年以内とする。</p> <p>4 校長は、引き続き休学をしようとする生徒の保護者が第一項に定める手続を行なったときは、前項の規定にかかわらず、当該休学を通算して二年以内の期間を限り延長することができる。</p> <p>5 校長は、前項に定める休学の期間が満了し、なお復学できない生徒については、これを除籍するものとする。</p> <p>第二十二条～第三十三条（略）</p>